

2020年9月11日

株 主 各 位

東京都中央区月島一丁目2番13号
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 網 屋 信 介

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルスの感染が継続している状況に鑑み、株主の皆様におかれましては、感染防止のため、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使を行っていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁の「議決権行使方法のご案内」に従い、2020年9月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月29日（火曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日は、前回の定時株主総会の日の応当日と著しく離れた日となりました。その理由は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、後記の報告事項の準備に必要な決算業務および監査手続きに大幅な遅れが生じたため、本総会の開催を延期したことによるものであります。）
2. 場 所 東京都中央区入船三丁目2番10号 アーバンネット入船
TKP築地新富町カンファレンスセンター ホール2B
（会場が前回の株主総会の会場と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 第三者割当により新株式を発行する件 |
| 第6号議案 | 第三者割当により第14回新株予約権を発行する件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、提供書面には掲載していません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

また、決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトへの掲載をもって書類の発送に代えさせていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を、同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2020年9月29日（火曜日）午前10時

2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2020年9月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2020年9月28日（月曜日）午後5時30分入力分まで

4. スマートフォンによる議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限：2020年9月28日（月曜日）午後5時30分入力分まで

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(注) 同一の方法または異なる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された行使を有効とさせていただきます。また、ご投函された書面の到着とインターネットまたはスマートフォンによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネットまたはスマートフォンによる行使を有効とさせていただきます。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善によって緩やかな回復基調が続いておりましたが、2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界的な経済活動の停滞により、極めて厳しい状況となっております。

このような状況の下で、当社グループは、収益事業の確立によって財務体質を改善すべく、新規投資案件の探索や既存投資先の業績改善に取り組んでまいりました。

新規投資案件については、いくつかの候補先について関係先との交渉や投資計画の検討などを行ったものの、最終的な投資の実行までには至りませんでした。

子会社を通じた既存投資案件については、株式会社トレードセブンによる質金融事業・中古品売買事業は、収益性の低い商品買入販売事業等の縮小・消費増税に伴う消費低迷の影響を受け減収となりました。Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.によるマレーシアでのバイオマス燃料PKS（パーム椰子種子殻）供給事業は、売上が着実に増加基調にあります。臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司による中国・福州での日本食レストラン事業については、事業を終了し、経営資源を他の既存事業および新規事業に振り向けることが当社グループの中長期的利益に貢献するとの判断から撤退する方針を決定しております。

当連結会計年度の業績につきましては、海外子会社が順調に推移した一方で、株式会社トレードセブンが減収となったことにより、売上高が1,055百万円（前期比35.3%減）となり、前期と比較して減収となりました。

営業費用につきましては、当社を中心とした大幅な経費削減を行いました。営業損失が522百万円（前期は843百万円の営業損失）、持分法による投資損失を計上したこと等により経常損失が802百万円（前期は847百万円の経常損失）となりました。

これに、特別損益を加減した税金等調整前当期純損失は1,114百万円（前期は880百万円の税金等調整前当期純損失）、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は1,116百万円（前期は882百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(i) 事業の種類別セグメントの業績

当社グループは現在「投資事業」のみの単一区分としております。

投資事業は当社におきましては有価証券の保有・運用、コンサルティング、貸付、子会社におきましては金融事業、質屋事業、バイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業等を行っております。当連結会計年度の投資事業においては、売上高は1,055百万円（前期比35.3%減）、営業損失は522百万円（前期は843百万円の営業損失）となりました。

(ii) 営業外収益および費用

営業外収益は、主に受取利息および受取配当金1百万円、為替差益20百万円等を計上したことにより、24百万円（前期は38百万円）となりました。

営業外費用は、主に持分法による投資損失276百万円、支払利息26百万円等を計上したことにより、304百万円（前期は41百万円）となりました。

(iii) 特別利益および損失

特別利益は、主に新株予約権戻入益89百万円を計上したことにより、89百万円（前期は0百万円）となりました。

特別損失は、主に事業撤退損281百万円、投資有価証券売却損109百万円、減損損失10百万円を計上したことにより、401百万円（前期は33百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した重要な固定資産の異動

イ. 当社

該当事項はありません。

ロ. 子会社

Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd. 工場設備の取得 12百万円

③ 資金調達の状況

イ. 当社

2020年3月期にSun Hung Kai Financialより398百万円の借入を行いました。

ロ. 子会社

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
- イ. 他の会社の株式その他の持分
- ・当社の子会社であるクリアスエナジーインベストメント㈱は、2019年8月28日付けでCleath Energy Malaysia Sdn. Bhd. より同社が保有するCleath Biomass Energy Sdn. Bhd. (旧Fuji Biomass Energy Sdn. Bhd.) 株式の全部を譲り受けております。
また、2019年10月1日付けでCleath Biomass Energy Sdn. Bhd. の第三者割当増資を引き受け、株式を取得しました。なお、当社の持分比率は44.8%から97.9%に変更となりました。
 - ・当社の子会社であるクリアスエナジーインベストメント㈱が保有するCleath Energy Malaysia Sdn. Bhd. 株式の全部を2019年8月28日付けでCleath Biomass Energy Sdn. Bhd. (旧Fuji Biomass Energy Sdn. Bhd.) に譲渡しております。なお、当社の持分比率は67.0%から97.9%に変更となりました。
- ロ. 新株予約権
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 97 期 (2017年3月期)	第 98 期 (2018年3月期)	第 99 期 (2019年3月期)	第 100 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	2,686,143	682,366	1,630,429	1,055,381
経 常 損 失 (千円)	76,967	713,619	847,459	802,458
親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	173,406	1,321,715	882,781	1,116,882
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	0.44	2.97	1.87	2.36
総 資 産 (千円)	3,780,793	4,146,319	3,310,344	2,022,460
純 資 産 (千円)	3,134,137	3,650,520	2,698,593	1,539,481
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	7.78	7.63	5.52	3.26

(注) 第97期につきましては、海外上場有価証券の評価損失の改善、経費削減等ありましたが、前期発生した特別利益の減少もあり、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

第98期につきましては、株式の売却による連結範囲の変更、海外上場有価証券の評価損失もあり、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

第99期につきましては、子会社の売上高が増加基調にありましたが、経費がそれを上回ったため、親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

第100期につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2017年3月期)	第98期 (2018年3月期)	第99期 (2019年3月期)	第100期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	159,858	166,798	152,891	124,483
経常損失 (千円)	208,861	624,238	343,047	407,315
当期純損失 (千円)	5,354	1,261,185	478,143	1,150,981
1株当たり純損失 (円)	0.01	2.84	1.01	2.44
総資産 (千円)	4,548,714	4,889,847	4,475,549	3,163,557
純資産 (千円)	3,257,547	3,839,844	3,330,208	2,170,244
1株当たり純資産額 (円)	8.15	8.07	6.86	4.59

(注) 第97期につきましては、関連会社からの利息収入が発生し、経費削減に努めましたが利益を計上することはできませんでした。またグループ再編を目的として子会社の㈱六合株式を売却いたしました。

第98期につきましては、経費削減等ありましたが、投資有価証券評価損等の特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

第99期につきましては、経費削減等ありましたが、子会社2社との合併による特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

第100期につきましては、経費削減に努めましたが、貸倒引当金の設定（営業外費用）、関係会社株式評価損等の特別損失が発生したため、当期純損失となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 子会社の状況

イ. 子会社の状況

会 社 名	資 本 (出資)金 (千円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Prominence Investments Pte. Ltd.	22,000千 シンガポールドル	100.0	投資事業
(株) ト レード セブ ン	100,000	100.0	質屋事業
クリアスエナジーインベストメント(株)	40,000	100.0	投資事業
Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.	3,305千 リンギット	97.9	バイオマス燃料供給事業
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	737千 リンギット	97.9	バイオマス燃料供給事業
臻萃本物(福建)餐飲管理 有 限 公 司	33,718千 人民元	100.0	日本食レストラン事業
(株) T S P r o j e c t	1,000	100.0	商品の仕入販売

(注) ・Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.は、2019年8月14日付で、Fuji Biomass Energy Sdn. Bhd.から商号変更しました。

ロ. 関連会社の状況

会 社 名	資 本 (出資)金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Mabuhay Holdings Corporation	975,534千 フィリピンペソ	39.1	投資事業

(注) ・当連結会計年度の連結子会社は上記の重要な子会社を含め8社であり、持分法適用関連会社は1社です。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提の疑義解消

当社グループは、当連結会計年度まで14期連続して経常損失を計上しており、また、当連結会計年度において522,392千円の営業損失を計上しております。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策等につきまして、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」（当社ウェブサイト <http://www.asiadevelop.com/>）をご参照ください。）に記載しております。当社グループは、当該対応策を着実にを行うことにより、できるだけ早期に継続企業の前提の疑義を解消することが最重要課題であると認識しております。

② 経営基盤の確立

当社グループは、安定的にキャッシュ・フローを生み出す収益基盤の確立を通じて財務基盤を強化することが最大の経営課題であると認識しております。その実現のためには、すぐれた人材を確保することが重要であり、企業投資および不動産投資等の知識や経験、投資案件の発掘における人的ネットワーク、さらには投資先事業の経営および運営に必要な能力を有する人材の確保・育成を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

投資事業

有価証券の保有・運用、コンサルティング、金融事業、質屋事業、バイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	中	央	区
---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 2019年7月16日付で、東京都港区から移転しました。

② 子会社

(株) トレードセブン	東	京	都	中	央	区				
クリアスエナジーインベストメント(株)	東	京	都	中	央	区				
Cleath Biomass Energy Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
Cleath Energy Malaysia Sdn. Bhd.	マ	レ	ー	シ	ア	サ	ラ	ワ	ク	州
臻萃本物(福建)餐飲管理有限公司	中	国	福	建	省					

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
49 (31) 名	53名減 (7名増)

(注1) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 使用人数が前連結会計年度と比べて53名減少したのは、期中に連結子会社の事業縮小およびそれに伴う従業員数減少等が行われたためであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男性	6 (0) 名	1名減 (0)	48歳8ヶ月	11年0ヶ月
女性	5 (0) 名	0 (0)	44歳0ヶ月	2年6ヶ月
合計	11 (0) 名	1名減 (0)	46歳6ヶ月	7年2ヶ月

(注1) 使用人数は就業人員であり、パート等臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
Sun Hung Kai Financial	377,571千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,300,000千株 |
| ② 発行済株式の総数 | 472,435千株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 22,759名 (前期末比 59名減) |
| ⑤ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
須 田 忠 雄	36,587,400株	7.74%
クレディ・スイス・アーゲー ダブリン ブランチ プライム クライアント アセット エクイティ アカウント	15,000,000	3.18
屋 嘉 良 英	15,000,000	3.18
城 野 親 徳	7,500,000	1.59
楽 天 証 券 株 式 会 社	5,577,400	1.18
スタンダードチャータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サー ビシーズ リミテッド ク ラ イ ア ン ト ア カ ウ ン ト	5,000,000	1.06
金 海 寧 雄	4,770,000	1.01
エイチエスビーシー ブローキング セ キ ュ リ テ ィ ー ズ (ア ジ ア)	4,290,000	0.91
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 1300000	4,070,654	0.86
川 島 貴 位	3,677,600	0.78

(注) 持株比率は、自己株式 (15,909株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位および担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	網 屋 信 介	クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役会長
取締役副社長	アンセム ウオン シ ュ ウ セ ン	クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役社長 株式会社トレードセブン 取締役 Mabuhay Holdings Corporation 取締役
常務取締役	高 瀬 尚 彦	株式会社トレードセブン 代表取締役会長 株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス 代表取締役社長
取 締 役	ウオン ペンチョン	China Medical & HealthCare Group Limited Non Executive Director
取 締 役	長 原 彰 弘	亞洲聯合財務有限公司 代表取締役社長
取 締 役	小 笠 原 耕 司	小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会 理事 公益財団法人 民際センター 評議員
取 締 役	大 木 隆 太 郎	株式会社MYALL 代表取締役 株式会社TOBE 代表取締役
常 勤 監 査 役	後 藤 光 男	クリアスエナジーインベストメント株式会社 監査役 株式会社トレードセブン 監査役
監 査 役	村 島 吉 豊	村島吉豊税理士事務所 所長
監 査 役	佐 藤 一 成	佐藤一成税理士事務所 所長 株式会社ミツハシ 監査役

(注1) 取締役長原彰弘、小笠原耕司および大木隆太郎の各氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役後藤光男、村島吉豊および佐藤一成の各氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役後藤光男氏は、金融機関での監査を経験し、また監査役村島吉豊氏および監査役佐藤一成氏は、それぞれ税理士であることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 当社は、取締役長原彰弘氏、取締役小笠原耕司氏、取締役大木隆太郎氏および監査役後藤光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (3)	56,084千円 (6,000)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3)	10,800千円 (10,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	10名 (6)	66,884千円 (16,800)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 株主総会決議（2007年6月28日開催）による取締役報酬限度額は、200,000千円であります。

(注3) 株主総会決議（2004年6月15日開催）による監査役報酬限度額は、60,000千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役長原彰弘氏は、亞洲聯合財務有限公司の代表取締役社長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・取締役小笠原耕司氏は、小笠原六川国際総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。当該事務所は当社の顧問弁護士事務所であります。また、同氏は、一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会の理事および公益財団法人 民際センターの評議員を兼務しております。当社と当該2法人の間で特記する事項はありません。
- ・取締役大木隆太郎氏は、株式会社MYALLの代表取締役を兼務しております。当社は当該法人と業務委託契約を締結し、当該法人から当社グループの事業に関する助言を受けております。また、同氏は、株式会社TOBEの代表取締役を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・監査役後藤光男氏は、クリアスエナジーインベストメント株式会社の監査役および株式会社トレードセブンの監査役を兼務しております。当該2法人は当社の連結子会社であります。
- ・監査役村島吉豊氏は、村島吉豊税理士事務所の所長を兼務しております。当社と当該法人の間で特記する事項はありません。
- ・監査役佐藤一成氏は、佐藤一成税理士事務所の所長および株式会社ミツハシの監査役を兼務しております。当社と当該2法人の間で特記する事項はありません。

ロ. 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 長原 彰 弘	12回	100%	—	—
取締役 小笠原 耕 司	12回	100%	—	—
取締役 大木 隆 太 郎	12回	100%	—	—
監査役 後藤 光 男	12回	100%	16回	100%
監査役 村 島 吉 豊	12回	100%	16回	100%
監査役 佐藤 一 成	10回	83%	14回	88%

イ. 取締役会（監査役会）における発言状況

- ・取締役 長原彰弘氏は、取締役会全12回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・取締役 小笠原耕司氏は、取締役会全12回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・取締役 大木隆太郎氏は、取締役会全12回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役 後藤光男氏は、取締役会全12回に出席し、また監査役会全16回に出席し、金融機関での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役 村島吉豊氏は、取締役会全12回に出席し、また監査役会全16回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役 佐藤一成氏は、取締役会全12回のうち10回に出席し、また監査役会全16回のうち14回に出席し、税務面での監査経験および知見に基づく専門的見地からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 アスカ監査法人

(注1) 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会社監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人アスカ監査法人の会社法第423条第1項の責任について、同監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、23,000千円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、同監査人の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

A. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、コンプライアンス委員会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、企業行動指針に従い、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役社長が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため社長室にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行います。内部監査室は、社長室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的を取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等といいます)に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的状況の監視及び全社的対応は社長室と連携し内部監査室が行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制に関する担当部署として社長室を定めます。同室において、当社及び子会社からなる企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社取締役及び子会社各社の社長は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、当社のリスク管理規程に倣い、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。
- ④ 当社及び子会社からなる企業集団は、ITを活用して社長及び総務担当が、各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。
- ⑤ 原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査役会に報告する体制とします。
- ⑥ 関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、当社内部監査室は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会による指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査役会以外の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。
- ② 当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。
- ③ 子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。
- ④ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査室とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入などといった一切の関係を持つことを拒絶することを「企業行動指針」に定め、基本方針としています。

この方針に基づき、社長室を対応統括部署、社長室長を不当要求防止責任者とする体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役職員への注意喚起、啓発を行います。また、地区特殊暴力防止対策協議会に参加し、必要に応じて警察、弁護士事務所など外部の専門機関とも連携を取りつつ、体制の強化を図ります。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記の通りであります。

1. 内部統制システム全般

内部監査室は、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況に関する監査を行い、その結果を当社及び子会社の取締役会及び監査役会に報告するとともに、改善が必要な点があれば指摘を行っております。

2. コンプライアンスへの取り組み

顧問弁護士を講師とするコンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、業務に関連する法改正の動向等の知識を習得するとともに、法令・社内規程等に対する順守意識を徹底しております。また、当社及び子会社は「内部通報規程」に基づき不当行為を通報する制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

3. 監査役による監査体制

監査役は、業務執行の適正性を監視するため、取締役会・常務会等の社内会議への出席や、稟議書・契約書等の社内文書の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査室等と連携し、随時意見交換を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に注力し、配当政策を実施することを基本方針と考えております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値・株主価値の増大に努めてまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛策が株主価値を毀損し経営者の保身目的として導入されることがないよう、その導入には慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,532,249	流動負債	461,142
現金及び預金	271,189	支払手形及び買掛金	10,233
受取手形及び売掛金	86,734	短期借入金	394,263
有価証券	102,351	未払金	23,000
商品	60,408	未払法人税等	2,563
営業貸付金	902,043	資産除去債務	4,335
その他	112,762	その他	26,745
貸倒引当金	△3,240	固定負債	21,836
固定資産	490,210	退職給付に係る負債	12,766
有形固定資産	90,765	長期未払金	9,069
建物及び構築物	57,863	負債合計	482,978
工具、器具及び備品	7,238		
機械装置及び運搬具	25,663	純 資 産 の 部	
無形固定資産	19,584	株主資本	1,560,619
のれん	7,233	資本金	4,325,783
ソフトウェア	12,351	資本剰余金	751,905
投資その他の資産	379,861	利益剰余金	△3,511,115
投資有価証券	9,493	自己株式	△5,954
関係会社株式	320,343	その他の包括利益累計額	△21,137
破産更生債権等	137,862	為替換算調整勘定	△21,137
差入保証金	36,554	純資産合計	1,539,481
その他	13,469		
貸倒引当金	△137,862	負債・純資産合計	2,022,460
資産合計	2,022,460		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,055,381
売上原価		832,502
売上総利益		222,878
販売費及び一般管理費		745,270
営業損失		522,392
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,122	
為替差益	20,193	
その他	3,432	24,749
営業外費用		
支払利息	26,798	
持分法による投資損失	276,244	
その他	1,772	304,814
経常損失		802,458
特別利益		
固定資産売却益	114	
新株予約権戻入益	89,700	89,814
特別損失		
投資有価証券売却損	109,937	
減損損失	10,351	
事業撤退損	281,342	401,631
税金等調整前当期純損失		1,114,275
法人税、住民税及び事業税	2,607	2,607
当期純損失		1,116,882
親会社株主に帰属する当期純損失		1,116,882

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日 期首残高	4,325,783	751,905	△2,392,483	△5,954	2,679,251
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損	-	-	△1,116,882	-	△1,116,882
連結子会社の増資による持分の増	-	△1,749	-	-	△1,749
資本剰余金から利益剰余金へ振替	-	1,749	△1,749	-	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,118,632	-	△1,118,632
2020年3月31日 期末残高	4,325,783	751,905	△3,511,115	△5,954	1,560,619

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 計 額		
2019年4月1日 期首残高	△80,717	10,358	△70,358	89,700	2,698,593
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損	-	-	-	-	△1,116,882
連結子会社の増資による持分の増	-	-	-	-	△1,749
資本剰余金から利益剰余金へ振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	80,717	△31,496	49,221	△89,700	△40,479
連結会計年度中の変動額合計	80,717	△31,496	49,221	△89,700	△1,159,111
2020年3月31日 期末残高	-	△21,137	△21,137	-	1,539,481

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	661,971	流動負債	979,371
現金及び預金	113,308	短期借入金	377,571
有価証券	102,351	関係会社短期借入金	573,971
関係会社短期貸付金	415,490	未払金	22,147
その他	54,434	未払法人税等	1,211
貸倒引当金	△23,612	その他	4,469
固定資産	2,501,585	固定負債	13,941
有形固定資産	-	退職給付引当金	12,766
無形固定資産	7,752	その他	1,175
ソフトウェア	7,752	負債合計	993,313
投資その他の資産	2,493,832	純 資 産 の 部	
投資有価証券	331	株主資本	2,170,244
関係会社株式	1,516,109	資本金	4,325,783
関係会社長期貸付金	1,010,000	資本剰余金	756,000
破産更生債権等	137,862	資本準備金	756,000
差入保証金	36,554	利益剰余金	△2,905,585
その他	837	その他利益剰余金	△2,905,585
貸倒引当金	△207,862	繰越利益剰余金	△2,905,585
資産合計	3,163,557	自己株式	△5,954
		純資産合計	2,170,244
		負債・純資産合計	3,163,557

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		124,483
売 上 原 価		79,292
売 上 総 利 益		45,190
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		361,498
営 業 損 失		316,307
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	259	
受 取 出 向 料	3,600	
為 替 差 益	20,367	
そ の 他	1,147	25,374
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,325	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	90,000	
そ の 他	56	116,382
経 常 損 失		407,315
特 別 利 益		
新 株 引 受 権 戻 入 益	89,700	89,700
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	709,416	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	109,937	
減 損 損 失	13,977	833,332
税 引 前 当 期 純 損 失		1,150,947
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33	33
当 期 純 損 失		1,150,981

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
2019年4月1日期首残高	4,325,783	756,000	756,000	△1,754,603	△1,754,603	△5,954	3,321,225	
事業年度中の変動額								
当期純損失	—	—	—	△1,150,981	△1,150,981	—	△1,150,981	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,150,981	△1,150,981	—	△1,150,981	
2020年3月31日期末残高	4,325,783	756,000	756,000	△2,905,585	△2,905,585	△5,954	2,170,244	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2019年4月1日期首残高	△80,717	△80,717	89,700	3,330,208
事業年度中の変動額				
当期純損失	—	—	—	△1,150,981
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	80,717	80,717	△89,700	△8,983
事業年度中の変動額合計	80,717	80,717	△89,700	△1,159,964
2020年3月31日期末残高	—	—	—	2,170,244

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

アジア開発キャピタル株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 今 井 修 二 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 浩 司 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア開発キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度まで14期連続して経常損失を計上しており、また、当連結会計年度において

522,392千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証

拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

アジア開発キャピタル株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 浩 司 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジア開発キャピタル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度まで14期連続して経常損失を計上しており、また、当事業年度において316,307千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実

性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもの

のではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月11日

アジア開発キャピタル株式会社 監査役会

常勤社外監査役 後 藤 光 男 ㊟

社外監査役 村 島 吉 豊 ㊟

社外監査役 佐 藤 一 成 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達の実行を可能とするため、発行可能株式総数を拡大するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>130,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,889,000,000</u> 株とする。

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 株式の数
1	網屋 信介 (1957年10月3日)	1981年4月 山一証券株式会社入社 1986年10月 モルガン・スタンレー証券(現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社 1994年7月 メリルリンチ証券(現 メリルリンチ日本証券株式会社)入社 2002年1月 同 投資銀行本部長 2004年4月 同 取締役副会長兼投資銀行本部長 2006年6月 株式会社ニッシン 代表取締役社長 2009年8月 衆議院議員 2012年10月 財務大臣政務官 2013年5月 株式会社エス・エー・コンサルティング 設立・代表取締役社長 2015年12月 当社顧問 2016年1月 当社代表取締役社長(現任) 2018年7月 クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役会長	1,305,700株
2	アンセム ウォン シュウセン (1985年5月6日)	2013年12月 天安中國投資有限公司(香港)入社 2015年3月 当社入社 2015年7月 当社執行役員副社長 2016年1月 株式会社六合 取締役 2016年5月 株式会社トレードセブン 取締役(現任) 2016年6月 当社取締役副社長(現任) 2017年1月 Mabuhay Holdings Corporation 取締役(現任) IRC Properties Inc. 取締役 2017年10月 クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] クリアスエナジーインベストメント株式会社 代表取締役社長 株式会社トレードセブン 取締役 Mabuhay Holdings Corporation 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位および担当	所有する 当 社 株式の数
3	※ 徐 天雄 じょ てんゆう (1993年2月8日)	2019年4月 DivineSoft株式会社 入社 2020年7月 株式会社アジアゲートホールディングス 入社(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社アジアゲートホールディングス 社員	—
4	※ 許 逸賢 きょ いけん (1965年7月18日)	2007年10月 摩幻潜艇數位股份有限公司 監査役 2014年2月 中国信託商業銀行東京支店 部長 2014年6月 株式会社東京スター銀行 会長室室長 2018年4月 株式会社東京スター銀行 アジア事業開 発部部长 2019年7月 株式会社アイ・ビー・アイ 代表取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社アイ・ビー・アイ 代表取締役	—
5	※ 横 井 正 道 よこ い まさ みち (1951年11月14日)	1975年4月 大和証券株式会社 入社 1999年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株 式会社(現 大和証券株式会社)秘書室長 2001年5月 大和証券SMB Cヨーロッパリミテッド (現 大和証券キャピタル・マーケットヨ ーロッパリミテッド)社長 2006年4月 株式会社大和証券グループ 本社執行役 米州部門担当 大和証券アメリカコーポレーション(現 大和証券キャピタル・マーケットアメ リカホールディングスインク) 会長 2008年4月 株式会社大和証券グループ 本社常務執 行役 米州部門担当 2009年4月 大和証券SMB C株式会社(現 大和証券 株式会社) 専務取締役 海外上席担当兼国際業務企画担当 兼 大和証券SMB Cアジアホールディ ングB. V.(現 大和証券キャピタル・マ ーケットアジアホールディングB. V.) 社長 2010年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 代表取 締役社長 2013年4月 同社 特別顧問(2015年3月退任) 2014年6月 株式会社東京スター銀行 取締役(2019年 6月退任) 2015年6月 日本コムジェスト株式会社(現 コムジェ スト・アセットマネジメント株式会社) 取締役会長(2017年11月退任) 2018年10月 大和日英基金 東京事務局 事務局長(現 任) 2019年6月 大和日緬基金 理事 〔重要な兼職の状況〕 大和日英基金 東京事務局 事務局長	—

- (注1) ※印は、新任の取締役候補者であります。
- (注2) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 徐天雄氏、許逸賢氏および横井正道氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (注4) 社外取締役候補者の選任理由について、
- ①徐天雄氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はございませんが、中国の大学における修士号（機械設計）取得等、独自の優れた経験・見識を有しており、中立・公正な観点から当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ②許逸賢氏につきましては、金融機関の管理部門および事業開発部門における勤務実績に基づく豊富な経験と専門知識を有しており、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③横井正道氏につきましては、証券会社および金融機関における勤務実績に基づく豊富な経験と専門知識を有しており、当社の事業運営およびガバナンス強化に関して有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (注5) 当社は、現行定款第25条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、徐天雄氏、許逸賢氏および横井正道氏の選任が承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役佐藤一成氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位	所有する当社 株式の数
<p>おがさわら こうじ 小笠原 耕司 (1960年2月13日)</p>	<p>1991年 弁護士登録 1998年4月 東京銀座法律事務所 代表弁護士 1999年4月 ハドソン・ジャパン債権回収株式会社取 締役 2004年4月 東海大学法科大学院教授 2004年11月 小笠原六川国際総合法律事務所 代表 弁護士 (現任) 2008年4月 青山学院大学講師 2009年4月 一般財団法人 民際センター (現 公益財 団法人 民際センター) 評議員 (現任) 2009年5月 財団法人 フォーリンプレスセンター (現 公益財団法人 フォーリンプレ スセンター) 評議員選定委員会 外部委 員 (現任) 2012年10月 東海大学法科大学院講師 2016年4月 東海大学総合社会科学研究所 研究員 (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (現任) 2017年3月 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー 協会 理事 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 一般社団法人 産業ソーシャルワーカー協会 理事 公益財団法人 民際センター 評議員</p>	<p>—</p>

(注1) 小笠原耕司氏は、新任の監査役候補者であります。

(注2) 小笠原耕司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ監査役の補欠者1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠者につきましては、法令に定める監査役の員数を欠いたことを就任の条件といたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まつだ つとむ 松田 勉 (1954年10月31日)	1973年4月 東京国税局入局 1990年7月 東京国税局資料調査第三課 国税実査官 2001年7月 国税庁 課税部 課長補佐 2005年7月 渋谷税務署副署長 2007年7月 沖縄国税事務所 資料調査課 課長 2012年7月 甲府税務署署長 2013年7月 東京国税局調査第四部 次長 2014年7月 麹町税務署署長 2015年8月 松田勉税理士事務所 所長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 松田勉税理士事務所 所長	—

(注1) 松田勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 松田勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

(注3) 松田勉氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に携わった経験はございませんが、財務・会計の視点による監査経験および知見を有することから、監査役に就任された場合に職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(注4) 当社は、現行定款第33条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、松田勉氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第5号議案 第三者割当により新株式を発行する件

本議案は、第三者割当により新株式（以下、「本新株式」といいます。）を発行する件につき、その払込金額が割当予定先に特に有利な払込金額であることから、会社法第199条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株式発行と同時に、第14回新株予約権（以下、「第14回新株予約権」または「本新株予約権」といいます。）の発行を行う予定です。第6号議案「第三者割当により第14回新株予約権を発行する件」を併せてご参照下さい。

また、本新株式の発行、並びに第14回新株予約権が発行され、行使された場合には、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める手続として、その必要性及び相当性につき、株主の皆様ご意思確認をさせて頂く手続を兼ねております。

なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項及び第244条の2第5項の定める株主総会における決議を兼ねるものであります。

1. 募集株式の概要

(1) 募集株式の種類	アジア開発キャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
(2) 募集株式の数	666,666,667株
(3) 募集株式の払込金額	1株につき3円
(4) 調達資金の額	金2,000,000,001円
(5) 申込期日	2020年10月6日
(6) 払込期日	2020年10月6日
(7) 増加する資本金及び 資本準備金に関する 事項	増加する資本金の額 1株につき1.5円（総額1,000,000,001円） 増加する資本準備金の額 1株につき1.5円（総額1,000,000,000円）
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割当先及び割当株式数	Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 500,000,000株 須田 忠雄 166,666,667株
(10) その他	割当日から1年間において、一定の事由がない限り、 本新株式の売却を制限するロックアップ条項を設け ております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社グループは、2019年3月期まで13期連続して経常損失を計上しており、同連結会計年度において、843,873千円の営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローも354,524千円のマイナスとなっております。加えて、2020年3月期連結会計年度におきましても、営業損失が522,392千円、営業キャッシュ・フローが116,762千円のマイナスとなる見込みであります。継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況の中で当該状況を解決すべく、1. 優良な投資案件の選定と実行、2. 財政状態の改善、3. 子会社の収益力の強化、4. 経費削減に努めている最中であり、特に安定した収益基盤の確立と資本の健全性の強化は喫緊の重要な課題となっております。

また、当社が2015年2月25日に発行した第10回新株予約権の行使期間が2020年2月24日をもって終了し、行使期間の大半において株価が行使価額である20円を下回っていたことから、発行した新株予約権の潜在株式総数315,000,000株分（2016年3月31日付で当社が取得・消却した35,000,000株分を含みます）のうち143,700,000株分の予約権が未行使のまま消滅するなど、新たな資金調達必要性が生じております。当社は、2017年10月11日に第10回新株予約権の資金使途の変更を行い、変更後の資金使途（カッコ内は新株予約権消滅時点での未調達金額）を下記の通りといたしました。新株予約権消滅により、これらの使途に充てられるだけの資金が調達できませんでした。

- ・ 運転資金（839百万円）
- ・ 子会社であった株式会社につぼんインキュベーション（2019年3月31日付で当社に吸収合併され消滅。以下、「NIL」といいます。）等を通じた、事業拡大のためのM&A・貸付および有価証券・不動産投資資金（522百万円）
- ・ 子会社である株式会社トレードセブン（東京都中央区銀座七丁目5-5 長谷第一ビル3F、代表取締役社長 宮内 淳智）（以下、「トレードセブン」といいます。）等を通じた、金融事業への投融資資金（1,497百万円）

（なお、「事業拡大のためのM&A・貸付および有価証券・不動産投資資金」は、NILの中心事業であった日本食レストラン事業の撤退が決定したこと等により、後述の本第三者割当における資金使途には含まれておりません。）

第10回新株予約権資金使途（2017年10月11日変更後）及び当該新株予約権消滅による未調達・未充当金額

（単位：百万円）

具体的な使途	充当予定金額	充当予定時期	充当済金額	充当時期	未調達・未充当金額
運 転 資 金 （当社人件費・経費）	842	2015年7月 ～ 2019年3月	3	2015年7月	839
事業拡大のためのM&A・貸付および有価証券・不動産投資資金	1,462	2015年2月 ～ 2019年12月	940	2015年2月 ～ 2017年12月	522
Mabuhay Holdings Corporation等に対する貸付債権取得資金	615	2015年6月	615	2015年6月	0
金融事業への投融資資金	2,650	2016年4月 ～ 2019年3月	1,153	2017年8月 ～ 2017年12月	1,497
合計（注）	5,569	—	2,711	—	2,858

（注）第10回新株予約権の行使に係る払込予定金額の総額5,600百万円から発行諸費用の概算額31百万円を控除した額であります。

よって、当社は、新たな資金調達を行わない限り、今後の事業を展開するために必要とされる資金が確保できていない状況にあります。

そうした中、当社グループは、安定的にキャッシュ・フローを生み出す国内の主力事業として金融業に注力しており、トレードセブンを通じて、質金融及び中古品買取事業を行っております。この度、既存金融事業の拡大及び新規金融事業への参入を行うにあたり、2020年6月末時点の当社グループの現金預金残高369百万円では不十分であるため、不足分を賄うための資金調達を目的として、香港証券取引所上場の投資会社Sun Hung Kai & Co. Limited(以下、「SHK」といいます。)の子会社であるSun Hung Kai Strategic Capital Limited(以下、「SHKSCL」といいます。)及び当社の筆頭株主である個人投資家・須田忠雄氏の2者に対し、本第三者割当を実施することといたしました。

当社は、新たな金融事業として「売掛債権担保融資事業」及び「中古車割賦販売事業」へ参入し、既存の大手金融機関の与信の対象になりにくい個人や中小事業会社に対する資金調達手段を提供することで、当社の当該顧客層に対する審査、与信管理、回収等のノウハウを発揮し適切なリスク管理の下で収益性の高い金融事業の拡大を目指します。また、かかる新分野において独自のビジネスモデルを確立するとともに、子会社であるトレードセブンによる既存金融ビジネス「質金融及び中古品買取事業」も拡大し、高収益体質の新たな金融事業会社へと脱皮することを目指してまいります。

また、以下を金融事業の中期目標といたします。

- ・2025年3月期を中途に営業利益（年間）10億円、ROE10%以上

当社が新たな金融ビジネスにおいて対象とするのは、高マージン・低クレジットの市場となります。かかる市場においては、レピュテーションリスクや多数の小規模な債権から構成される小型ポートフォリオの複雑なマネジメントスキルが要求されるため、規模を追求する大手のファイナンス会社は参入していません。一方、当社は、役職員の人脈を活用し、新たな金融ビジネスのマネジメントスキルを有するスタッフを揃え、適切なリスク管理体制の下で高い収益を確保していくことが可能であると認識しております。

当社が参入する新たな金融ビジネスの概要は下記の通りです。

① 売掛債権担保融資事業

「売掛債権担保融資事業」は、当社子会社である株式会社アライド・ビジネス・ファイナンス（東京都中央区月島一丁目2番13号 ワイズビルディング4F、代表取締役社長 高瀬 尚彦）（株式会社DKインコーポレーテッドから商号変更。以下、「ABF」といいます。）が担当いたします。ABFは、2019年3月、中古ブランド品買取事業を吸収分割

により承継することを目的に設立されましたが、その後、当該吸収分割が中止となり、休眠状態となっております。この度、同社を売掛債権担保融資事業の拠点として活用することとしたものであります。同社は東京都において2020年5月29日付で貸金業の登録を行っております。

現在、中小企業の資金ニーズは旺盛であり、売掛債権担保融資の市場は拡大傾向にあります。我が国の産業金融において依然金融機関等が果たす役割は大きく、金融機関等が企業に対して多様な資金調達手法を提供できるよう制度環境整備が進められていますが、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産(在庫、売掛債権等)を担保とする動産・債権担保融資(Asset-based Lending ABL)の普及促進が図られ、様々な形態での融資の取組みが普及してきております。

また、2020年4月の民法改正に伴い、売掛債権の譲渡制限が撤廃されたことから、中小企業が有する売掛債権のさらなる流動化により、市場が大幅に増大すると予想しております。すなわち、これまでは顧客の売掛債権のなかで譲渡制限があるために担保として提供できなかった債権も多く、そのために逃していた融資機会が数多くありましたが、今般の民法改正により、それらの債権の譲渡が可能となり、取り組める融資案件が格段に増加しております。

その一方で、融資判断、担保保全と期中メンテナンス、回収業務など繁雑かつ独自のノウハウが必要とされ、手間がかかることから、銀行系ファイナンス会社は市場から撤退傾向にあり、限られた競争状況にあります。今回、ABFは、この分野で20年のキャリアを持つ社員3名を既に採用しております。当該社員は、具体的には銀行系および独立系ノンバンクで長年売掛債権担保融資を専門に担当してきており、案件ソーシングから案件審査、契約書作成および契約手続き、債権譲渡登記手続き、モニタリング作業(売掛金入金実績や売掛金回収予定等を月次で徴求し、企業実態を把握)、回収業務(売掛先に内容証明書を送り、交渉の上回収)等一連の手続きを担当してきております。また、これら業務を通じ、融資判断に特に重要である個々の債権の回収可能性の見極めのノウハウを有しております。

ABFは、銀行やコンサルティング会社からの紹介等を通じて顧客を集客してまいります。当該社員のこれまでの経験に基づき、適切なリスク管理体制のもとで、顧客に対し、安定的な資金提供が可能となります。

加えて、売掛債権は、一定の金額(例えば10億円以上等)を超えた段階で証券化することも可能になると予想しております。実現した場合、このオフバランスによる資金調達が、結果として、当社の収益性をより一層向上させることとなります。

② 中古車割賦販売事業

「中古車割賦販売事業」は、当社が協業を検討している中古車割賦販売事業会社（2020年9月29日開催予定の当社定時株主総会において本第三者割当に関する議案が承認された後、同社との出資等を含む協業の詳細について決定・開示する予定です。以下、「事業会社」といいます。）が担当いたします。

中古車販売市場は拡大しており、中古車情報メディア「カーセンサー」（株式会社リクルートマーケティングパートナーズによる政策企画）が2020年6月に発表した「カーセンサー中古車購入実態調査2019」によると、2019年の中古車市場規模の推計は調査開始以降最高の3兆7,498億円に達したとされています。また、同調査によると、延べ購入台数は約261.1万台、平均単価は143.6万円となっております。

事業会社による調査によると、中古車販売市場における購入者のうち約34%が金融事業者にローンを申請しており、中古車ローン市場規模は約1兆200億円と推計されます。（ローン申請数：約85万件、1件当たりの平均額：約120万円。）しかし、事業会社が大手中古車販売ディーラー5社にヒアリングしたところ、金融機関等による融資審査の結果否決された割合は7%～23%となっており、平均約16%は審査の過程でローンを拒絶されているものと推察されます。また、これはローン申込による数値であるため、すでに顕在化されているローン否決顧客は計り知れません。

事業会社は、主にインターネットを通じて顧客を集客し、それらの顧客に事業会社名義の中古車を相応の利益幅を乗せた価格で割賦販売いたします。基本的には、顧客からの問い合わせを始め販売に至るまでオンラインで行っております（ただし、契約書については書面による送付契約）。したがって、来店不要型の立地に拘らないビジネスモデルとなっております。ターゲット市場は中古車購入にあたりローンを利用する個人及び法人のうち、既存の金融機関等からローンを否決された購入層であり、その規模は約1,600億円強（約1兆200億円×16%）と推定されますが、その中でも、生活もしくは事業継続に自動車が必要な個人・零細企業に特化した割賦販売をすでに開始しており、順調な成長がみられております。平均の販売車両単価は100万円以下となっており、顧客が支払い不能となった場合は、事業会社が中古車を他の顧客に転売いたします。

他社で否決した顧客でも取組が可能になる理由として、趣味的な中古車購入ではなく仕事・生活において車が必要な顧客に絞ることによりローン支払いの優先順位が高くなることに着目した購入理由での顧客選別、徹底した小口分散型の債権管理、事業会社代表者のこれまでの金融機関等における実務経験による審査ノウハウ、等が挙げられます。事業会社は、代表者がノンバンクでの勤務経験及び2者間ファクタリング事業の経営実績があり、その時に学んだ与信ノウハウを持っております。現在、この与信ノウハウの「見える化」を実現するため、スコアリングを設計中であります。また、事業会社は、

中古車のマーケットに精通している社員と金融事業に精通している社員の両者の協力によって成り立っており、顧客管理・債権管理を行うために十分なノウハウ及び体制を有している自己割賦会社であると認識しています。当社側の協業のメリットとしては、事業会社に資金を提供することで当社グループの収益を向上させることが可能になることが挙げられます。また、事業会社側の協業のメリットとしては、当社から事業資金・営業資金の提供やバックオフィス業務の支援を受けることが可能になることが挙げられます。

一方、既存の中古車販売ディーラーが直面する事業面の課題として、中古車の仕入先がオークションが主体となっていることから販売店による差別化が難しい中、競合も多く1台当たりの粗利益率が低いという状況があります。既存の金融機関等からのローンが確保できない顧客層に対しても、事業会社が提供する割賦販売商品を提案することで販売につながるメリットは大きいものと考えられます。地方のカーディーラーとの提携を拓げていくことで当社グループと地方のカーディーラーとの間でWin-Winのビジネスモデルを構築し、利益率の高い中古車販売事業を新たなマーケットで創出していくことを図ります。

(2) 資金調達の方法として第三者割当を選択した理由

当社は、資金を調達するに当たり各種資金調達の方法について検討をいたしました。資金調達の方法といたしましては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当増資及び第三者割当増資等が考えられますが、下記の理由により第三者割当増資以外は資金調達方法として合理的ではないと判断いたしました。

① 金融機関からの借入

当社はキャッシュ・フローが赤字状況にあるため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。信用リスクが高い中、当社への融資を実施する金融機関および当社社債を引き受ける投資家を見つけることは現実的ではありません。

当社は、SHK系列の証券会社であるEverbright Sun Hung Kai Company Limited（以下、「ESHK」といいます。）から、当社が保有する海外取引所上場株式（フィリピン及び香港）を担保とする借入を行っておりますが、今回のコロナ禍の影響で株式価値が大幅に減少し、借入枠が縮小しているため、これ以上の借入は困難な状況にあります。加えて、現在のESHKからの借入は、HK\$建てかつ年利7%強という金利であるため、当社財務の健全化の観点から早期の返済を実施したいと考えております。

② 公募増資及び株主割当増資

当社グループが予定している事業の実施に必要な資金の総額は、当社の発行済株式の時価総額との対比でみても大規模であり、上記の当社の経営状況を勘案すると、公募増資あるいは株主割当増資を実施しても、必要資金を調達するに十分な応募を見込むことは困難であります。

一方で、第三者割当増資の場合には確実に資金を調達することが可能であるとともに、特定の割当予定先との協議に基づく事業戦略面での支援を得られるというメリットがあることから、第三者割当による資本調達が最も適切な資金調達方法であると判断しました。

加えて、新株式の割当とともに新株予約権の割当を行い、新株予約権者には事業の進捗状況や当社の株価状況等に応じて行使をして頂くことといたしました。（新株予約権引受契約等にて担保されたものではございません。）

資金調達方法の一部を新株予約権とする理由は、株式発行に伴う希薄化のスピードを抑えることに加え、割当予定先から、割当新株式にロックアップ期間を設ける条件として、新株予約権行使により取得した株式を売却する機会を確保したいとの意向が示されたことによるものであります。

本第三者割当が実施された場合、大規模な希薄化が生じますが、当社グループの事業の拡大を通じて安定的な営業キャッシュ・フローの取り込みが可能になると同時に、当社グループの早期の経常利益の黒字化が可能となることから、中長期的に当社の企業価値及び株式価値の向上が期待できます。

また、当該資金調達による当社の収益基盤及び財務基盤がさらに強化されることによって、中長期的には企業価値及び株主価値の向上が期待できるものと考えております。

（３）特定引受人に関する事項

割当予定先が本新株式及び本新株予約権を全て引き受けた場合、割当予定先であるSHKSCLは、会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に規定する特定引受人となります。以下は、同各項並びに会社法施行規則第42条の2及び第55条の2に定める通知事項です。

① 特定引受人の氏名又は名称及び住所

Sun Hung Kai Strategic Capital Limited

28/F, The Lee Garden One 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong

② 特定引受人がその引き受けた募集株式及び募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式に係る最も多い議決権の数）

募集株式 5,000,000個

募集新株予約権 3,170,000個

合計 8,170,000個

③ 上記②の募集株式及び募集新株予約権に係る交付株式に係る議決権の数（当該交付株式に係る最も多い議決権の数）

募集株式 6,666,666個

募集新株予約権 4,220,000個

合計 10,886,666個

④ 募集株式及び募集新株予約権の引受人の全員がその引き受けた募集株式及び募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における総株主の議決権の数（当該交付株式に係る最も多い総株主の議決権の数）

2020年7月10日時点の総議決権数4,724,084個を基準とした場合、下記の通りです。

募集株式 11,390,750個

募集新株予約権 8,944,084個

合計 15,610,750個

⑤ 特定引受人に対する募集株式及び募集新株予約権の割当てに関する取締役会の判断及びその理由

本第三者割当てが実行され、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合、大規模な希薄化を伴いますが、当社取締役会は、本第三者割当てが、既存金融事業の拡大及び新規金融事業への参入のために必要なものであり、合理的であると判断しております。なお、当社社外取締役の意見も上記と異なることを口頭で確認しております。

⑥ 特定引受人に対する募集株式及び募集新株予約権の割当てに関する監査役の意見

本第三者割当てが実行され、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合、大規模な希薄化を伴いますが、当社監査役全員は、本第三者割当てが、既存金融事業の拡大及び新規金融事業への参入のために必要なものであり、合理的であると判断している旨の意見を口頭で表明しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	3,899,000,001円 (内訳) 本新株式の発行による調達額 2,000,000,001円 第14回新株予約権の行使による調達額 1,899,000,000円
② 発行諸費用の概算額	25,000,000円
③ 差引手取概算額	3,874,000,001円

(注1) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用約2,000,000円、登記関連費用約14,000,000円、フィナンシャルアドバイザー費用約4,000,000円、反社調査費用約5,000,000円であります。

(注2) 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

(2) 調達する資金の使途及び支出予定時期

本第三者割当により調達される手取金の使途の具体的な内容につきましては、以下の通りです。

〈株式〉

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 売掛債権担保融資事業に係る資金 (B)	820.2	2020年10月～2023年3月
② 中古車割賦販売事業に係る資金 (B)	450.0	2020年10月～2023年3月
③ 質金融及び中古品買取事業に係る資金 (C)	150.0	2020年10月～2023年3月
④ 運転資金 (D)	181.8	2020年10月～2023年3月
⑤ 既存借入金の返済資金 (A)	380.0	2020年10月～2023年3月
合計	1,982.0	

(注1) 本新株式の発行に係る払込金額の総額2,000,000,001円から、本新株式の発行に係る諸費用約18,000,000円を控除した額であります。諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用約2,000,000円、登記関連費用約7,000,000円、フィナンシャルアドバイザー費用約4,000,000円、反社調査費用約5,000,000円であります。資金使途の優先順位は、「具体的な使途」に付記されたアルファベットの順序 (Aが最も高い) となり、当該優先順位に従って支出を行います。

(注2) 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

(注3) 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の用途又は金額を変更する可能性があります。資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

〈第14回新株予約権〉

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 売掛債権担保融資事業に係る資金 (A)	719.8	2020年10月～2023年3月
② 中古車割賦販売事業に係る資金 (A)	580.0	2020年10月～2023年3月
③ 質金融及び中古品買取事業に係る資金 (B)	400.0	2020年10月～2023年3月
④ 運転資金 (C)	192.2	2020年10月～2023年3月
合計	1,892.0	

(注1) 第14回新株予約権の発行に係る払込金額の総額1,899,000,000円から、第14回新株予約権の発行に係る諸費用約7,000,000円を控除した額であります。諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用約7,000,000円であります。資金用途の優先順位は、「具体的な用途」に付記されたアルファベットの順序 (Aが最も高い) となり、当該優先順位に従って支出を行います。行使の状況によっては、上記金額の一部または全部が調達できない可能性があり、不足した金額は債権の証券化や追加的な増資の実施によって充当する予定です。

(注2) 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

(注3) 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の用途又は金額を変更する可能性があります。資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

① 売掛債権担保融資事業に係る資金

売掛債権担保融資事業に係る資金 (対顧客貸付原資等) として、本新株式発行による調達資金から820.2百万円、第14回新株予約権発行による調達資金から719.8百万円、合計1,540.0百万円を充当いたします。当社から当該事業主体であるABFに対する資金供給方法につきましては、貸付・追加出資を行うことを想定しております。

② 中古車割賦販売事業に係る資金

中古車割賦販売事業に係る資金（在庫仕入費用及び出資金等）として、本新株式発行による調達資金から450.0百万円、第14回新株予約権発行による調達資金から580.0百万円、合計1,030.0百万円を充当いたします。当社から当該事業主体である中古車割賦販売事業会社に対する資金供給方法につきましては、貸付・出資（子会社化を含む）等を行うことを想定しておりますが、現時点では未定であり、当社と事業会社の協議により決定いたします。（M&Aの実施に伴う将来の事業構想（M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）については、本件開示時点では未定です。）

③ 質金融及び中古品買取事業に係る資金

質金融及び中古品買取事業に係る資金（対顧客貸付原資等）として、本新株式発行による調達資金から150.0百万円、第14回新株予約権発行による調達資金から400.0百万円、合計550.0百万円を充当いたします。当社から当該事業主体であるトレードセブンに対する資金供給方法につきましては、貸付・追加出資を行うことを想定しております。

④ 運転資金

当社の運転資金（販管費）として、資金繰り状況を考慮しつつ、本新株式発行による調達資金から181.8百万円、第14回新株予約権発行による調達資金から192.2百万円、合計374.0百万円を充当いたします。

⑤ 既存借入金の返済資金

当社の借入金について、資金繰り状況を考慮しつつ、本新株式発行による調達資金から380.0百万円を返済に充当いたします。具体的には、当社がEverbright Sun Hung Kai Company Limited（以下、「ESHK」といいます。）から借り入れている380.0百万円の返済に充当することを想定しております。

※充当する借入金について

借入先	Everbright Sun Hung Kai Company Limited (注1)
所在地	28/F, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong
代表者	Li Bingtao
借入実行日	2019年8月2日および2020年1月24日
当初借入金額	合計29.5百万HK\$ (約398百万円)
借入残額	約26.1百万HK\$ (約363百万円)
返済期日	2020年8月31日 (1年毎に更新) (注2)
年利	Prime Rate + 2.75 %
担保	証券取引所上場株式
資金用途	運転資金

(注) 1. 割当先SHKSLは香港上場企業SHKの100%子会社です。SHKはESHKの発行済株式数の30%を保有しております。

(注) 2. 2020年8月31日に返済期日が到来いたしますが、ESHKの了解の上、2020年10月以降まで返済期日を延長し、本新株式発行による調達資金から返済する予定です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社グループは、2019年3月期まで13期連続して経常損失を計上しており、同連結会計年度において、843,873千円の営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローも354,524千円のマイナスとなっております。加えて、2020年3月期連結会計年度におきましても、営業損失が522,392千円、営業キャッシュ・フローが116,762千円のマイナスとなる見込みであります。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の一つとして子会社及び関連会社の収益力の強化を掲げています。また、2021年3月期以降、運転資金の不足や当社グループの事業継続が困難になることを防ぐため、新規事業の取り込み等によって営業キャッシュ・フローを改善することを目指しております。

当然ながら、単に会社存続だけを目的とするのではなく、明確な再生・成長戦略を描くことが重要となります。当社としての再生方針は、短期的には、①早期の営業黒字転換と継続企業注記の解消、中期的には、②持続可能な形の事業展開により、2025年3月期を目途にROE10%等収益性のある金融ビジネスを確立すること、の二点となります。過去、M&Aにより収益性の高い事業を買収することも検討してまいりましたが、今回はゼロから作り上げていく分野を含む金融事業3分野に投資することになります。当社経営陣の金融ビジネスにおける人脈を活かす形で当社のノウハウを駆使しながら当該金融3分野を成長させていくことで、他の金融サービス会社と差別化できる成長分野を掘り起こしていくことができるものと考えております。また、2025年3月期を目途にROE10%を達成するという目標、及び金融3分野における事業ポートフォリオを積み上げていく現実的なスピード並びに時間軸、の2つの観点を勘案しながら、資金使途規模と調達手法を策定したものであり、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

〈株式〉

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前取引日（2020年8月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である9円に対して66.67%のディスカウントとなる1株3円といたしました。

本新株式発行がディスカウント発行となったのは、割当予定先から、ディスカウント発行で引き受けることにより株価下落リスクを最小限にしたいとの意向が示されたためです。これに対し、当社は、ディスカウント発行を行えば、当該割当予定先が既存株主に比して有利な条件で株式を保有することになり、株主間の平等が図られない可能性があること、有利発行を行うには株主総会での決議が必要となり、大幅に調達時期が後ろ倒しになって、収益機会を逃すおそれもあることから、発行条件を時価とすることを求め、当該割当予定先と複数回にわたる交渉を実施しました。しかしながら、当該割当予定先からの1株当たり純資産を上回らない価格での発行に対する要望は強く、当該割当予定先との交渉が決裂する可能性も浮上したため、ディスカウント発行を行うこととしました。かかるディスカウント発行により、株式の希薄化が生じますが、本新株式の発行による資金調達は、希薄化以上の株式価値の向上をもたらすと考えております。

なお、当該発行価額は、当該直前営業日までの1ヵ月間（2020年7月13日から2020年8月11日まで）の終値の平均値9.26円に対して67.61%のディスカウント、当該直前営業日までの3ヵ月間（2020年5月12日から2020年8月11日まで）の終値の平均値7.60円に対して60.54%のディスカウント、当該直前営業日までの6ヵ月間（2020年2月12日から2020年8

月11日まで)の終値の平均値6.77円に対して55.68%のディスカウントとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)では、第三者割当増資により株式の発行を行う場合の払込金額は、「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

当該指針に鑑みると、本新株式の発行は有利発行に該当されると判断されますので、2020年9月29日開催予定の当社定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を得ることを発行の条件といたします。

ただし、割当予定先との交渉の結果、当社は1株当たり純資産を上回らない価格である1株3円での新株式の発行を予定しており、かかる発行価格は本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前取引日の当社株価の終値の66.67%ディスカウントとなっております。従って、今後株主総会までの間に当社株価が大幅に上昇した場合、ディスカウント幅がさらに大きくなるため、株主総会での特別決議の承認が得られないリスクがあります。また、本新株発行により大幅な株式の希薄化が生じることから、株価が大幅に下落し発行予定価格を下回った場合、割当先が払い込みを行わないことによる失権のリスクが生じます。

〈第14回新株予約権〉

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社(東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー5階 代表者 寺田芳彦)(以下、「評価機関」といいます。)に依頼いたしました。

評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロシミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、評価機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しています。また、新株予約権行使における株式処分コストについて、当社株式を市場で処分する場合に生じる株価下落リスクを加味しており、また、新株予約権の発行時の株価への影響度を他社の新株予約権の発行事例に関する検討を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

その結果、本新株予約権1個につき1,194円（1株当たり1,194円。基準となる当社株価の13.27%）との結果を得ております。

当社は、評価機関が上記前提を基に算定した評価額を踏まえつつ、本新株予約権の発行価額を無償といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2020年8月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値9円に対して50.00%のディスカウントとなる1株4.5円といたしました。

本新株予約権の発行が無償発行となったのは、割当予定先から、無償発行で引き受けることにより株価下落リスクを最小限にしたいとの意向が示されたためです。これに対し、当社は、発行価額を評価機関の価値評価に基づき有償とすることを求め、当該割当予定先と複数回にわたる交渉を実施しました。しかし、当該割当予定先の無償発行に対する要望は強く、当該割当予定先との交渉が決裂する可能性も浮上したため、発行価額を無償とすることとしました。本新株予約権の行使により、株式の希薄化が生じますが、当該行使による資金調達は、希薄化以上の株式価値の向上をもたらすと考えております。

本新株予約権の発行は有利発行に該当されると判断されますので、2020年9月29日開催予定の当社定時株主総会にて、株主の皆様のご承認（特別決議）を得ることを発行の条件といたします。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株発行により新たに発行される予定の当社普通株式数は、666,666,667株（議決権ベースで6,666,666個）であり、2020年7月10日現在の当社発行済株式総数472,435,456株（議決権の個数4,724,084個）に対して141.11%（議決権ベースで141.12%）となります。また、第14回新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は、422,000,000株（議決権ベースで4,220,000個）であり、当社発行済株式総数に対して89.32%（議決権ベースで89.33%）となります。よって、本新株式が発行され、かつ全ての第14回新株予約権が発行・行使された場合の希薄化率は、当社

発行済株式総数に対し230.44%（議決権ベースで230.45%）となります。これにより既存株主様におきましては、本第三者割当により株式持分及び議決権比率に対して大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、調達資金を上記「3.（2）調達する資金の用途及び支出予定時期」及び「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の用途に充当することで、当社グループ事業の業容拡大とそれに伴う営業キャッシュ・フローの強化と安定化が可能になり、結果的に当社の企業価値の向上が期待できます。このため、当社といたしましては、本第三者割当は、当社の中長期的な収益力改善及び強化につながるものであり、ひいては中長期的な当社の企業価値及び株主利益の向上に寄与することが見込まれるものであることから、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

第6号議案 第三者割当により第14回新株予約権を発行する件

本議案は、第三者割当により第14回新株予約権（以下、「第14回新株予約権」または「本新株予約権」といいます。）を発行する件につき、その発行価額が無償であって割当予定先に特に有利な条件であることから、会社法第236条及び第238条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第14回新株予約権と同時に、新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行を行う予定です。第5号議案「第三者割当により新株式を発行する件」を併せてご参照下さい。

また、本新株式の発行、並びに第14回新株予約権が発行され、行使された場合には、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める手続として、その必要性及び相当性につき、株主の皆様のご意思確認をさせて頂く手続を兼ねております。

なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項及び第244条の2第5項の定める株主総会における決議を兼ねるものであります。

1. 募集新株予約権の概要

新株予約権の名称	アジア開発キャピタル株式会社 第14回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）
発行新株予約権数	422,000個
発行価額の総額	0円
申込期日	2020年10月6日
割当日	2020年10月6日
募集の方法	第三者割当の方法により、下記の通り割り当てます。 Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 317,000個 須田 忠雄 105,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	アジア開発キャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式422,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
------------------------	--

<p>新株予約権 の行使時の 払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、4.5円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{既発行普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>
---------------------------------	--

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p style="text-align: right;">調整前行使価 額により当該</p> <p style="text-align: center;">(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に交付 された当社普 通株式数</p> <p>株式数 = $\frac{\hspace{10em}}{\hspace{10em}}$</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p>
--	---

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1, 899, 000, 000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2020年10月6日から2023年10月5日までの3年間とする。（但し、2023年10月5日が銀行営業日でない場合にはその直前の銀行営業日までとする。）</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アジア開発キャピタル株式会社 社長室 東京都中央区月島一丁目2番13号 ワイズビルディング4F</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社東京スター銀行 本店営業部 東京都港区赤坂二丁目3番5号</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>3. 取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の行使を行う日の直前の5取引日（当日付で終値のない日数を除く。）連続で行使価額の300%を超える場合、本新株予約権の行使については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び（発行されている場合は）本新株予約権証券を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1記載の行使請求の受付場所に提出し、且つ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄3に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
3. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
4. その他
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

2. 募集の目的及び理由

第5号議案「第三者割当により新株式を発行する件」の「2. 募集の目的及び理由」をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

第5号議案「第三者割当により新株式を発行する件」の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」をご参照下さい。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

第5号議案「第三者割当により新株式を発行する件」の「4. 資金用途の合理性に関する考え方」をご参照下さい。

5. 発行条件等の合理性

第5号議案「第三者割当により新株式を発行する件」の「5. 発行条件等の合理性」をご参照下さい。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区入船三丁目2番10号 アーバンネット入船
TKP築地新富町カンファレンスセンター ホール2B



交通ご案内

■地下鉄

東京メトロ有楽町線 新富町（東京都）駅 7番出口 徒歩1分

東京メトロ日比谷線 築地駅 3番出口 徒歩4分